

1. 消防本部の沿革

昭42 . 10 . 1	旭市では政令指定に基づき、消防本部、消防署を設立し、消防業務を開始する。
昭43 . 12 . 29	政令指定に基づき、救急業務を開始する。
昭45 . 4 . 1	一市三町で知事宛消防組合設立許可の申請を行った。
昭45 . 4 . 17	旭市、飯岡町、海上町、干潟町に対し、旭市外三町消防組合設立許可され設立する。 消防職員33名、水槽付消防ポンプ自動車1台、消防ポンプ自動車1台、化学車1台、救急車1台、広報車1台。
昭45 . 10 . 3	旭市外三町消防組合消防本部、消防署を設立し、消防業務を開始する。
昭46 . 1 . 5	消防職員 40名
昭46 . 4 . 1	消防職員 67名
昭46 . 6 . 1	政令に基づき、自治大臣から、飯岡町、海上町、干潟町が消防本部、消防署を置かなければならないと指定された。
昭46 . 6 . 3	海上分遣所を開設し、消防職員10名、消防ポンプ自動車1台を配置する。
昭46 . 7 . 4	飯岡分遣所を開設し、消防職員13名、消防ポンプ自動車1台、救急車1台を配置し、救急業務を開始する。
昭46 . 8 . 1	消防職員 70名
昭46 . 8 . 10	干潟分遣所を開設し、消防職員10名、水槽付消防ポンプ自動車1台を配置する。
昭47 . 4 . 1	消防職員 76名
昭48 . 4 . 1	消防職員 80名
昭48 . 6 . 30	日本損害保険協会より消防ポンプ自動車の寄贈を受け消防署へ配置する。
昭49 . 11 . 1	海上分遣所へ救急車を購入し、救急業務を開始する。
昭50 . 4 . 1	消防職員の定数条例を改正する。定員を82名とする。
昭51 . 4 . 1	消防本部の機構を改め、総務課、予防課、警防課の三課とする。 消防職員 81名
昭51 . 4 . 8	干潟分遣所へ救急車を配置、救急業務を開始する。
昭52 . 11 . 17	水槽付消防ポンプ自動車を購入し、海上分遣所へ配置する。
昭53 . 9 . 1	消防職員 82名
昭54 . 11 . 20	水槽付消防ポンプ自動車を購入し、飯岡分遣所へ配置する。
昭55 . 4 . 1	消防職員の定数条例を改正する。定員92名とする。
昭55 . 10 . 17	水槽付消防ポンプ自動車を購入し干潟分遣所署へ配置する。
昭55 . 10 . 25	救助工作車を購入し、消防署へ配置する。
昭56 . 4 . 1	消防職員87名
昭57 . 3 . 3	消防庁長官表彰旗受章する。
昭57 . 4 . 1	消防署に通信指令室を設置し、室員を配置する。 消防職員92名
昭58 . 2 . 1	消防署に救急指令装置（B型）を配置すると同時に、飯岡町、海上町、干潟町からの119番受信を開始する。
昭58 . 4 . 1	消防本部の機構を総務課、予防課、警防課、通信指令室の三課一室とする。 消防職員92名
昭58 . 11 . 17	消防庁舎建設用地を取得する。（民有地 1, 037㎡）
昭59 . 2 . 22	消防本部、消防署に千葉県防災行政無線を設置する。

昭59 . 4 . 3	消防庁舎建設用地を取得する。(旭市土地開発公社所有地 3, 527.2m ²)
昭60 . 2 . 27	消防庁舎新築工事起工式を挙げる。
昭60 . 12 . 23	消防庁舎新築工事完了する。
昭61 . 4 . 1	消防職員92名
昭62 . 5 . 1	消防職員91名
昭63 . 4 . 1	消防職員の定数条例を改正する。定員を95名とする。 消防職員92名
平元 . 4 . 1	消防職員94名
平 3 . 1 . 29	海上分遣所仮眠室を増築する。(22.568m ²)
平 3 . 3 . 1	消防職員の定数条例を改正する。定員を102名とする。
平 3 . 3 . 25	はしご付消防自動車(30m級)を購入し、消防署へ配置する。
平 3 . 4 . 1	消防本部事務部門につき、第2・第4土曜日閉庁を実施する。 消防職員95名
平 4 . 3 . 30	救急用無線(救急波)施設を整備する。
平 4 . 4 . 1	消防職員の定数条例を改正する。定員を125名とする。 消防職員98名
平 4 . 9 . 1	消防職員99名
平 4 . 9 . 3	衛星通信回線(ふるさと千葉情報ネットワーク整備)運用を開始する。
平 5 . 4 . 1	完全週休2日制を実施する。 消防職員106名
平 6 . 4 . 1	消防本部の機構を総務課・予防課・警防課・指令課の4課とする。 消防職員116名
平 7 . 3 . 16	高規格救急車及び高度救命処置用資器材を購入し、消防署へ配置する。
平 7 . 4 . 1	救急救命士業務を開始する。 消防職員122名(女性3名採用)
平 7 . 10 . 1	消防本部、消防署設置条例を改正し、分遣所の名称を分署とする。
平 8 . 2 . 28	消防署救急消毒作業室(木造、平屋、39m ²)を新築する。
平 8 . 10 . 1	消防組織法の規定に基づき消防本部に消防職員委員会を置く。
平 9 . 2 . 20	消防署に、消防訓練塔(高さ21m、一部倉庫)を新築する。
平 9 . 3 . 4	消防本部指令課へ、消防無線全国共通波(1波、5W、150.73MHz)を新規整備する。
平10 . 4 . 1	消防職員119名
平11 . 4 . 1	消防職員118名
平12 . 4 . 1	消防署、3分署、指令課の勤務を3部交代制勤務とする。 消防職員121名
平12 . 8 . 28	はしご付消防自動車のオーバーホール整備を実施する。
平13 . 3 . 15	消防緊急通信指令施設設計を完了する。
平13 . 4 . 1	消防職員122名
平13 . 12 . 25	発電・変電収納庫(ブロック造、平屋、29.11m ²)を新築する。

平14 . 3 . 27	消防本部指令課へ、消防無線全国共通波 5W、148.75MH z、154.15MH z を整備する。 消防本部指令課へ、消防緊急通信指令施設（Ⅰ型）を整備する。
平14 . 4 . 1	消防職員124名
平15 . 3 . 24	高規格救急車及び高度救命処置用資器材を購入し、海上分署へ配置する。
平15 . 4 . 1	消防職員の定数条例を改正する。定員を135名とする。 消防職員125名
平16 . 4 . 1	消防職員126名
平17 . 3 . 25	高規格救急車及び高度救命処置用資器材を購入し、干潟分署へ配置する。
平17 . 4 . 1	消防職員129名
平17 . 7 . 1	旭市外三町消防組合を構成する。旭市、海上町、飯岡町、干潟町が合併し、新旭市の誕生により、旭市消防本部・消防署が発足する。 条例定数138名 消防職員128名
平18 . 3 . 22	高規格救急車及び高度救命処置用資器材を購入し、消防署へ配置する。
平18 . 3 . 28	携帯電話からの119番通報の直接受信を開始する。
平18 . 4 . 1	消防職員129名
平18 . 11 . 17	水槽付消防ポンプ自動車を購入し、飯岡分署へ配置する。
平19 . 2 . 2	高規格救急車及び高度救命処置用資器材を購入し、飯岡分署へ配置する。
平19 . 4 . 1	消防職員129名
平19 . 10 . 19	水槽付消防ポンプ自動車を購入し、干潟分署へ配置する。
平20 . 1 . 25	救助工作車（Ⅱ型）・救助用資機材を購入し、消防署へ配置する。
平20 . 4 . 1	消防職員128名
平20 . 8 . 22	はしご付消防自動車のオーバーホール整備を実施する。
平21 . 3 . 23	携帯・IP電話位置情報システム（簡易型）整備する。
平21 . 4 . 1	消防職員130名
平21 . 12 . 24	水槽付消防ポンプ自動車を購入し、消防署へ配置する。
平22 . 2 . 26	指揮車（救命ボートトレーラー付）を購入し、消防署へ配置する。
平22 . 4 . 1	消防職員129名
平22 . 5 . 13	高規格救急車及び高度救命処置用資器材を購入し、消防署へ配置する。
平23 . 2 . 21	消防ポンプ自動車を購入し、飯岡分署へ配置する。
平23 . 3 . 11	東日本大震災により飯岡分署、消防署水槽付消防ポンプ自動車が被災する。
平23 . 4 . 1	消防職員128名 消防本部の機構を改編により総務課・予防課・警防課の3課とする。
平23 . 6 . 1	海上分署を海上支所内に移転し、消防業務を開始する。
平24 . 3 . 22	水槽付消防ポンプ自動車を購入し、消防署へ配置する。
平24 . 4 . 1	消防職員126名 飯岡分署を飯岡支所内に移転し、消防業務を開始する。
平24 . 8 . 22	連絡車を購入し、消防本部へ配置する。
平25 . 3 . 7	ちば消防共同指令センターへ119番回線の切替を実施する。
平25 . 4 . 1	消防職員124名 ちば消防共同指令センターで共同運用を開始する。

平25 . 4 . 1	消防救急デジタル無線を整備し運用を開始する。
平25 . 6 . 27	広報車を購入し、消防本部へ配置する。
平25 . 8 . 20	はしご付消防自動車のオーバーホール整備を実施する。
平26 . 3 . 28	干潟分署の耐震補強工事を実施する。
平26 . 4 . 1	消防職員126名
平27 . 2 . 25	消防ポンプ自動車を購入し、海上分署へ配置する。
平27 . 4 . 1	消防職員126名
平27 . 10 . 30	指令車を購入し、消防本部へ配置する。
平27 . 10 . 30	搬送車を購入し、消防署へ配置する。
平28 . 1 . 29	化学消防車（Ⅱ型）を購入し、消防署へ配置する。
平28 . 4 . 1	消防職員125名
平28 . 10 . 27	高規格救急車及び高度救命処置用資器材を購入し、干潟分署へ配置する。
平28 . 11 . 7	消防ポンプ自動車を購入し、干潟分署へ配置する。
平28 . 11 . 22	はしご付消防自動車を購入し、消防署へ配置する。
平29 . 4 . 1	消防職員122名
平30 . 4 . 1	消防職員123名
平30 . 11 . 27	消防ポンプ自動車を購入し、消防署へ配置する。
平30 . 12 . 14	調査車を購入し、予防課へ配置する。
平31 . 4 . 1	消防職員121名
令 1 . 12 . 27	支援車を購入し、消防署へ配置する。
令 2 . 3 . 27	高規格救急車及び高度救命処置用資器材を購入し、飯岡分署へ配置する。
令 2 . 4 . 1	消防職員の定数条例を改正する。定員を121名とする。 消防職員121名
令 2 . 12 . 25	高規格救急車及び高度救命処置用資器材を購入し、海上分署へ配置する。
令 3 . 4 . 1	消防職員120名
令 3 . 7 . 12	連絡車を購入し、飯岡分署と干潟分署へ配置する。
令 4 . 3 . 28	水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）を購入し、海上分署へ配置する。
令 4 . 4 . 1	消防職員の定数条例を改正する。定員を120名とする。 消防職員120名
令 4 . 8 . 22	連絡車を購入し、総務課へ配置する。
令 5 . 4 . 1	消防職員120名
令 6 . 4 . 1	消防職員118名
令 6 . 12 . 16	水槽付消防ポンプ自動車（Ⅰ－B型）を購入し、干潟分署へ配置する。
令 7 . 4 . 1	消防職員115名 海上、飯岡の分署を統合し、東部分署を新築 水槽付消防ポンプ自動車1台、消防ポンプ自動車1台、高規格救急車1台 支援車1台、連絡車1台を配置し、消防業務を開始する。
令 8 . 4 . 1	消防職員117名